

平成29年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成29年1月6日（金曜日）

開 会 午後2時12分

閉 会 午後2時37分

○会議に付した事件

1. インターネット公売訴訟の判決確定等について
-

○出席議員（8名）

委員長	小 西 秀 延 君	副委員長	及 川 保 君
委 員	前 田 博 之 君	委 員	大 淵 紀 夫 君
委 員	吉 田 和 子 君	委 員	吉 谷 一 孝 君
委 員	西 田 祐 子 君	議 長	山 本 浩 平 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 課 長	岡 村 幸 男 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
総務課危機管理室長	小 関 雄 司 君
総 務 課 主 幹	伊 藤 信 幸 君
税 務 課 主 幹	小 林 繁 樹 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南 光 男 君
主 任	葉 廣 照 美 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより総務文教常任委員会協議会を開催いたします。

（午後 2 時 1 2 分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項でございますが、インターネット公売訴訟の判決確定等についてでございます。まずは、担当課からの説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） あけましておめでとうございます。初日にこのような形でお時間をいただきましてどうもありがとうございます。インターネット公売訴訟の判決の関係でございまして、公売訴訟の判決の確定についてご説明をさせていただきたいと思っております。

年前にファックスのほうで概要については、既にお知らせをさせていただいております。判決が12月13日に出了ましたので、内容については早急に議員の皆様にお知らせする必要があるという、そういう判断のもとにファックスでとりあえず流させていただいております。

きょうはその中身について詳細にご説明させていただきたいというふうに思っております。訴訟の経過につきましては、一昨年から3回にわたりまして、こちらの委員会協議会のほうで説明をさせていただいております。今お話しとおおり、12月13日に最高裁が上告を棄却する旨の決定の判決を確定しましたので、一連の裁判が終結したことから、本日の結果について説明をさせていただきたいと思っております。説明については伊藤主幹のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） 本年もどうぞよろしくお願いたします。座ってご説明させていただきたいと思っております。それではお配りしました配付資料をごらんいただきたいと思います。

はじめに、裁判の経過でございます。昨年2月の第1審及び6月の第2審、いずれも原告が主張する全ての訴えについて却下ないし棄却する判決が下されたことにつきましては、昨年7月15日までで計3回この委員会協議会においてご報告させていただいたところでございます。

本日は、その後、原告が2審の控訴棄却判決を不服としまして最高裁判所に上告したところ、上告棄却の決定がされたことから、12月13日に判決が確定したことをご報告申し上げるものでございます。お配りした資料の1、事件の概要から2ページ目の5、東京高裁までの控訴審判決までにつきましては、前回までご説明申し上げたとおりでございますので、対応のみの説明とさせていただきますが、本町が差し押えた不動産物件について、インターネット公売を行いましたところ、落札し所有者となった男性から、「落札後に想定を超える大量の残置物の存在がわかった」との理由で事実不告知及び瑕疵担保責任によりまして、町を被告として損害賠償を求めた訴訟であります。さいたま地裁での第1審におきましては、原告の主張する全ての訴えにつきまして却下ないし棄却する判決が下されました。原告はこの1審判決を不服としまして、東京高裁に控訴いたしました。控訴審におきましても1審判決を支持する判決が下されまし

て、控訴が棄却されたものでございます。

3 ページ目の見出しの6をごらんください。その後、原告につきましては、東京高裁の判決には憲法違反があることなどを理由としまして、8月27日に最高裁判所へ上告手続を行ったところでございます。

見出しの7でございますが、この上告に対しまして最高裁判所第三小法廷は、民事事件で上告することが許される民事訴訟法の規定に該当しないことから、12月13日、裁判官全員の一致により上告を棄却することが決定され、これをもって原告敗訴の判決が確定したものでございます。

見出しの8番につきましては、今までの対応経過を時系列で記載したものでございます。最高裁の上告棄却の決定を受けまして、12月16日、議員の皆様へ取り急ぎ第一報をお知らせしまして、本日の委員会協議会での裁判終結の報告となっております。なお、本町が訴訟に要した費用につきましては、こちらは裁判所に納付する裁判費用は原告が負担することになってございますが、弁護士費用につきましては町負担となっております。弁護士への委託料としまして総額96万3,442円となりました。こちらは2審までの委託料でございまして、最高裁上告に対する経費はかかってございません。

次に裁判の進行と並行しまして、本町では平成27年度より原告に対しまして、固定資産税及び別宅等の家屋敷に対する道町民税の均等割を課税しておりますが、平成28年度のこれらの課税に対しまして、この課税の取り消しを求める審査請求が同人から提出されておりました。審査請求の理由としましては、町が訴訟の原因をつくっておきながら、その一方で税金を徴収しようとするのは身勝手な行為であるとの理由でございました。本町におきまして、この審査請求に対しまして、行政不服審査法の規定に則り審理した結果、訴訟経過におきまして、この当該物件に対する所有権そのものに争いが無いことを踏まえまして、固定資産税等の課税は地方税法の規定に基づいて適法に賦課されたものであることから、同人が求める課税処分の取り消しについては理由がないとの結論に至りまして、12月27日付けをもちましてこの審査請求を棄却したものでございます。こちら裁判書の謄本につきましては、年前に直ちに書留郵便によりまして、審査請求人宛てに郵送してございまして、こちらは近日中に郵便を受領することによりましてこの判決が確定するというようになってございます。以上で私のほうから一連の流れのご説明を終わらせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） それでは本件につきまして、質疑のあります方は挙手の上どうぞ。及川副委員長。

○副委員長（及川 保君） まず、この判決が出てよかったなというふうに思いますけども、今後、この件に関してはもう一切原告も含めて、こちらも含めて、そういった裁判という関係では何もしないということで考えていいのかな。どうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） こちらの最高裁の上告が棄却されましたので、基本的には相手方が今回、訴訟を提起しました町に損害賠償を求めるという旨の民事裁判としては確定判決に

なっておりますので、基本的にはこれで終結ということになっております。現状としましては、これに対して逆にこちらから何か働きかけるだとかということも特段考えてございません。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 裁判はどうかのかなとちょっと思っていたのですよね。というのは、この家を買った方が結局この建物というのですか、財産をどうされるのかなというのが、すごく心配な部分がありますよね。それについては何か情報ありますでしょうか。今後、その方が財産をそのままもしかしたら放置してしまうということもありうると思うのですが、どなたかに売却して、転売して、有効に活用していただければありがたいのですが、そうならなかったらと思ってちょっと心配なこともあるものですから、その辺はどのように今後対処されるのか、お伺いしておきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） この固定資産税のこれからの取り扱いというか所有者がどのような考え方でこれを整理するかということに対しては、実はお話ししておりませんし、現状ではこの裁判なり、それから先ほどちょっと主幹のほうからお話しした審査請求になりましたけども、これについても実際やりとりがなかなか本人とできるような状況にないのですね。実際のところは、今後ではどうするかだとか、そういうような、いわゆる前向きな対応という部分については、実はとれていないという状況にあります。一方で法的な部分としてきちっとしなければならないという町側の立場と、それと一方では西田委員がお話のとおり、そういう土地、それから建物を持っているわけですから、一時はやはり白老町の町民として、そういう取得して暮らそうという意思を持っていた方だというふうに考えますので、現状の法的な部分とは別として、もしそのようなご相談が何かあった場合には、裁判と別にやはりきちっと対応しなければならないとそういうふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかございますか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 吉谷です。まず1点目は、このインターネット公売を今後続ける予定というか考え方を持っているのかどうかということの一つ。それともう一つは、訴訟に要した費用について、行政としてはどのように考えているか。私は、委員会の中でこの費用については、本来これは町民の血税であって、本当であればまちが負担するものではないというふうに考えていたのですが、まちの考えとしてはこれはそのまま町で負担するというので、そこは理解しましたが、今後このようなことがあった場合の対応についても、一つお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 久保です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。先ほどのインターネット公売の今後やるかという件でございますが、滞納処分の一つの有効な手段として、状況に応じてですけれども、いろいろな預金であったり、いろいろな処分する中の一つの手法

として、今後も考えていきたいと思っております。インターネット公売の件に関しましては以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 伊藤主幹。

○総務課主幹（伊藤信幸君） 今後もしこのようなケースが生じたときの裁判費用の話でございますが、今回のネット公売というところは、基本的には多くの自治体がこの手法を使って滞納処分の一つの手法であるというところは、あくまでも競売の一つでという認識でございます。当然、今回につきましては本町が行った対応というのは瑕疵がないというところは、一貫して今までの一連の裁判を通じて主張してきたところでございますが、仮に同じようなケースでというか、基本的にはこういうトラブル、今回の教訓を踏まえて入札する側、札を入れていただく方にも、それなりの理解を事前にいただきながら進めていくべきかなというふうに総務課としてはそのように考えておりますし、今後そういったことが起きたときの費用というお話でございますけども、本来はそういった本人の不服申し立てできる手段の一つとしまして、こういう訴訟ということが国民の権利として認められておりますので、これは直ちに全て相手に求めるというところは、全てにおいてそういうふうに行うことができるかというふうにはないと思っておりますし、あくまでもそのときのケースによっての対応ってくるかなと。当然、こちらからそこを相手に求めるとなれば、逆に訴訟をこちらから提訴するということになれば、議員の皆様にもご説明をしていただいた上で、議会の同意もいただきながらということになってまいりますので、そのときの状況によるのかなと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかありますか。

岡村課長。

○総務課長（岡村幸男君） 訴えが起こされて、こちらは正当な行為を行っている、それを主張するために応訴しなければならない。そのときに弁護士さんへの裁判費用がかかる、勝ったとしてもこれは当方のほうで町のほうで負担しなければならない。それは、吉谷委員がおっしゃるとおり町民の血税だという部分で、やはりその辺どうなのかなという部分は、私どもも実は正直思っているところでして、実際のところ、この件に対して90数万円のお金がかかったということでありまして、求められてきた損害賠償の額が130万円ということで、実際そのお金だけを比較すると相当のお金をかけているということになるのですが、今主幹がお話したのは、やはりこのケースは実は非常に負けられない裁判でして、全国的にインターネット公売が行われている中で、こういう訴訟で白老町が応訴しないなり、もしくは負けるようなことがあっては、すごく全国的に実は影響のある裁判でして、自治体関係でいえばやはり注目がある裁判なのです。実は、年明けて、この最高裁の判決が出たあと佐々木弁護士のほうにはご挨拶に伺ってきました。やはり佐々木弁護士の見解としても、この裁判負けるわけにはいかなかったでしょうと、やはり自治体としてこの裁判については勝たなければならない裁判だったと、本当にそういう意味では、白老町さん本当にそういう方がだんだんだんだんやはりふえてきているという中で、よくここまでやってくれたということの、そういう評価もいただいております。もう一つは、負けられない裁判であった、それから今後、同種の裁判が出てきたときにどうする

のかということとは当然ありますが、基本的にその裁判費用というのは、これはもう裁判所へ納めるその費用についてはこれは負けたほうが負担はしないとならないのですが、そこまでに至る弁護士費用等について、実はここは全部自分たちで持たなければならないというものでございますので、そこはやはりご理解をいただきたいという部分があります。

もう一つは前に議長の方からも、お話があったのですが、やはり行政として、そういう裁判になる以前の問題としての対応というのがすごく大事ではないのかということがご指摘としていただいております。そのことは私どもも十分感じておまして、今回の税務課の方のインターネット公売に限らず、やはりこのような争いが生じないための最善の努力というのはしていかなければならないと、これは肝に銘じてやらなければならないだろうと考えています。そこら辺も含めて、この頃はどちらかというとなんかあれば、そういう裁判というふうになりがちなのが結構多い状況でありますけども、引き続いてその辺については適正な事務をきちっと行っていくように徹底していきたいというふうを考えておりますので、費用の面についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 私は今回の件については、もう既に委員会でも報告されてますし、どういう対応をするかというのは聞いていることで、これは理解しています。僕が言いたいのは今後ですよ。この裁判を受けて、今後そのようなことがあった場合どうするのですかということです。ここで町がきちっとした対応をとって、今回こういうふうにして訴訟に勝ったということ、これは大きいことも十分理解できているし、言われたように、今後そういった税務に関して競売等をやるというのは全国的にもやられているし、それは十分推し進めていくべきだというふうに私も考えています。ただ、今ほど言われたように、こういったことが全国的に多いということは、今後もありうるということです。そこに対して、やはりプラスマイナスではないですけど、やはりこれそれをすることによって、やっぱりこの費用がかかることによって、せっかく売れてよかったなと思っていたところに、その費用がかかったことによって、何もまちにとってメリットがないであったりとか、そのことによってまたほかのデメリットですよ、そういうことも生じるというのもわかるのですけど、ただ、やっぱりかかる費用については町民からの血税でありますから、その辺についての対応はきちっとした対応、この今回の対応については私はもう間違いでないし、行政側がやった公開というかな、提示の仕方、何がしというのはそれはそれでよかったのかなというふうに判断をしているのですが、今後はやはりどうするかということは、きちっと決めておかなければまた同じようなことでこうなれば、また意味のないというか、レアケースではあると思うのですけど、やはりその辺の対応はどうするかということをやっぱり決めておかなければ、その都度その都度というのですけど、それはちゃんと今後考えておくべき必要があるのではないかなということは、もう1回聞きたいのです。

○委員長（小西秀延君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 裁判というか、訴えというか、相手方が求めるその内容が、町側

としても一定程度の相手が求める中身については、町としても例えば責任があるですとか、もしくは適切な事務が行われなかったために、万が一そのようなことが相手方にその負担をかけてしまったということがある場合は、やはり単純に訴訟ということにはならないかなという部分もありますので、その辺はやはり訴えられたから応訴するためという、そういう意味ではなくて、吉谷委員おっしゃるように、やはり見きわめなければならないというか、そういう中できちっと対応していくべきだろうというふうには考えています。ですから、町の主張も相手方が一定程度こう理解し、相手方の主張も町としても一定程度理解できるような、そういう状況にあればそれはやはりお互いの話し合いの中で和解という部分が1番適切な形で進められるように、そういう事務になっていくのかなと思っています。今回に限ってはこういう形であったということをもまずご理解いただきたいということと、次回以降はやはり決めておくということとはそうなのですが、どういう形でそれが起こされるかということは先ほどもお話したとおり、適正な事務を私どもやっているという中では、基本的にこういうことが起こらないということで努力していきたいと思っています。ただ、万が一そのようなことになった場合には、その原因を含めて、私どもにどれだけの瑕疵があるのかということも含めながら、その対応はしていきたいと。簡単に応訴して裁判になればいいという感覚ではなくて、十分に慎重に取り扱ってきたいとこのように考えています。

○委員長（小西秀延君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） なお、インターネット公売の関係で今回の訴訟が起きたということ踏まえて、先ほどインターネット公売訴訟の判決確定等についての資料の2ページ目の上から8行目のところの便宜のための情報がかえって意思決定を混乱させたり困難に至らしめる場合、信義則上の責任を負う場合があるという一文がありまして、これを踏まえてうちのほうとしましても、落札したいという希望者の方からお問い合わせがあった場合、極力、客観的な情報としてお伝えする、そういうような形で当然何を相手の方が聞かれないのかというのは、うちのほうでも確認しながらそれに対して回答をさせていただくということ、今後そのような形で進めていければなというふう考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは質疑なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後2時37分）